

土砂災害から 身を守るために！

※平成26年8月20日 広島市土砂災害（広島県提供）

〇はじめに

近年、道内各地で局地的な集中豪雨が相次いで発生するなど、これまで以上に土砂災害に対する関心が高まっています。

こうしたことから北海道では、ハード対策はもとより土砂災害防止法などにに基づき警戒避難体制の充実・強化等のソフト対策にも取り組んでいるところです。

このたび、土砂災害から人命を守るため、土砂災害に関する知識を深め、いま知っておくべきことやこれからの備えのために、リーフレットを作成しました。

〇土砂災害の種類

【がけ崩れ】

水分を多く含んだ急斜面が突然崩れ落ちる現象です。地震で起こることもあり、速いスピードと大きな破壊力を持っています。

白老町 虎杖浜地区▶



どせきりゅう

【土石流】

谷や斜面に貯まった土砂が、雨や川の水とともに一気に流れ出す現象です。スピードが速く、破壊力も大きいです。

▶ 森町 石倉川



【地すべり】

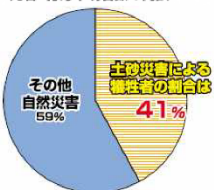
やや傾斜のゆるい斜面が、地下水などの影響により広い範囲にわたってかたまりのまま動く現象です。

白糠町 岬地すべり▶



〇土砂災害は人命に関わる比率が高い

昭和42年～平成24年までの自然災害による死者・行方不明者数の内訳



自然災害による死者・行方不明者の約4割は土砂災害によるものです。

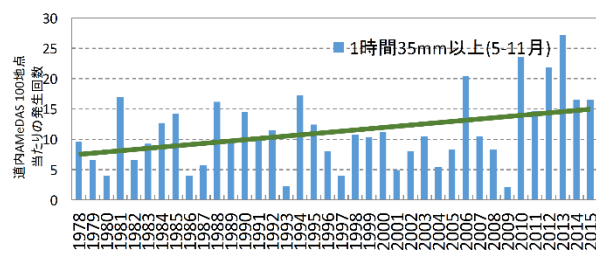
また、他の自然災害と比べ、いつどこで起こるか分からないことから、避難ができず自宅で被災するケースが多いことが特徴となっています。

※平成7年兵庫県南部地震による死者・行方不明者は除く
全自然災害については消防庁調べ、
土砂災害については国土交通省砂防部調べによる

〇高まる土砂災害のリスク

北海道内では、近年、局所的で異常な集中豪雨が増加しており、土砂災害発生のリスクが高まっています。

■北海道の近年の降雨



※北海道内の1時間35mm以上の雨の発生回数
（1時間35mmの降雨は「バケツをひっくり返したような雨」と表現される強い雨）
※アメダス観測所は開始以来増減があるため、100地点当たりに換算

（一財）日本気象協会北海道支社提供

〇道内の土砂災害発生状況

増加する大雨に伴い、土砂災害が発生しやすくなっています。平成26年8月には礼文町、平成28年8月には清水町、羅臼町など全道の広い範囲で土砂災害が発生しています。



〇普段の備えが命を守る

土砂災害の危険度が高まったとき、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表されます。市町村からの避難勧告や避難指示などに注意し速やかに避難しましょう。

避難準備・高齢者等避難開始

避難勧告

避難指示（緊急）

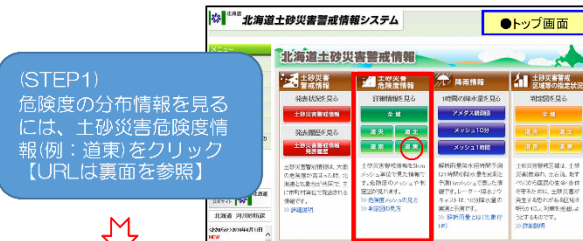
情報の確認。避難時の持ち物を準備。避難場所を確認。（要配慮者は避難する）

指定された避難所へ避難を始める。

直ちに避難する。

〇北海道土砂災害警戒情報システム

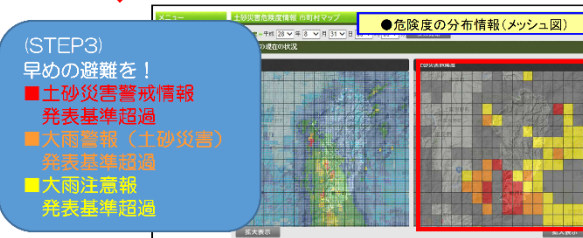
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、北海道と気象台が共同して市町村単位で発表するものです。このシステムでは危険度の分布状況など補足する情報を提供し、土砂災害発生の危険性をお知らせするものです。早めの避難に役立ててください。



(STEP1)
危険度の分布情報を見るには、土砂災害危険度情報（例：道東）をクリック【URLは裏面を参照】



(STEP2)
カーソルを置くと画面上に市町村名が出ます。（例：新得町）をクリック



(STEP3)
早めの避難を！
■土砂災害警戒情報 発表基準超過
■大雨警報（土砂災害） 発表基準超過
■大雨注意報 発表基準超過

【お問い合わせ先】

北海道庁 建設部 河川砂防課
TEL: 011-204-5560
空知総合振興局 建設部
TEL: 011-561-0452
後志総合振興局 建設部
TEL: 0134-25-2195
渡島総合振興局 建設部
TEL: 0138-47-9647

釧路総合振興局 建設部
TEL: 0143-24-9544
上川総合振興局 建設部
TEL: 0166-46-4924
留萌総合振興局 建設部
TEL: 0164-42-8375
宗谷総合振興局 建設部
TEL: 0162-33-2506

旭川総合振興局 建設部
TEL: 0152-41-0733
十勝総合振興局 建設部
TEL: 0155-26-9101
網走総合振興局 建設部
TEL: 0154-23-9184

（平成29年3月版）
作成：北海道 建設部 土木局 河川砂防課



北海道

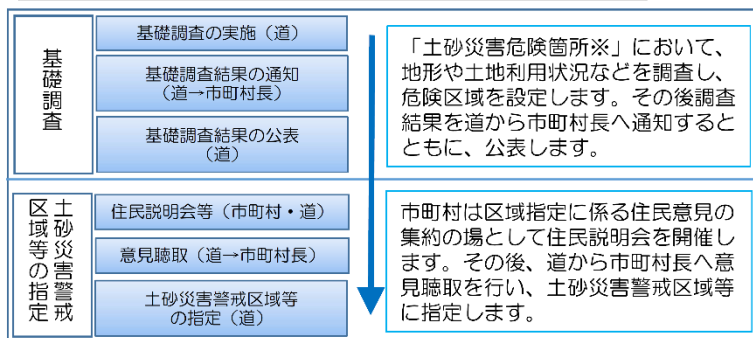
その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

いつ起きるかわからない土砂災害から、皆様の命を守るため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進しています

○「土砂災害防止法」って何だろう？

この法律は、平成11年の広島市、呉市等における大規模土砂災害を契機として、平成12年5月に制定、平成13年4月に施行され、土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)から国民の生命・身体を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域(危険区域)を明らかにし、「**危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発の制限による住宅等の新規立地の抑制、危険区域内の住宅移転推進**」等のソフト対策(施設整備によらない対策)を推進しようとするものです。

○土砂災害警戒区域指定等の区域指定までの流れ



※「土砂災害危険箇所」の情報については道のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/index.htm>

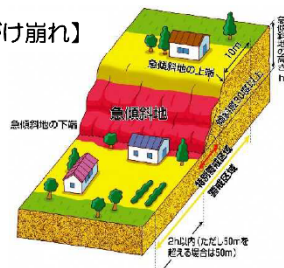
・基礎調査結果や土砂災害警戒区域等の指定状況については「北海道土砂災害警戒情報システム」で閲覧できます。

パソコン版：<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>
 スマホ版：<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/>

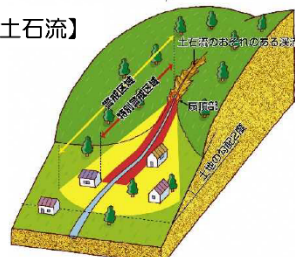


○こんなところが指定されます

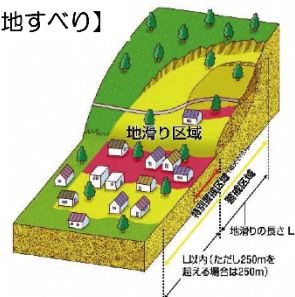
【がけ崩れ】



【土石流】



【地すべり】



○土砂災害警戒区域等の指定について

土砂災害が発生したときの被害の規模などに応じて、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)と土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の2種類があります。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

警戒避難体制の整備【市町村等】

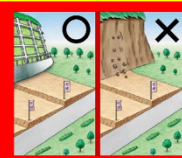
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られます。



土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

特定開発行為に対する許可制【北海道】

住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。



建築物の構造規制【北海道または市町村等】

居室を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。



建築物の移転等の勧告【北海道】

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られます。移転等については、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けられます。



※なお、土砂災害警戒区域等の区域内にある不動産(宅地又は建物)については、不動産取引の際の重要事項説明の対象とされています。

○土砂災害防止法「よくあるQ&A」

Q1. 警戒区域に指定されたらどうなるのですか。

A1. 土砂災害警戒区域に指定されると、市町村は地域防災計画において土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報または警報の発令及び伝達、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定めることになっています。市町村長は、警戒避難に必要な情報をハザードマップなどの印刷物として配布し、住民に周知しなければなりません。また、不動産取引において、宅地建物取引業者は土砂災害警戒区域である旨を記載した重要事項説明書を交付し、説明を行わなければなりません。

Q2. 特別警戒区域に指定されたらどうなるのですか。

A2. 土砂災害特別警戒区域に指定されると、土砂災害警戒区域内で行われることに加え、特定開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

Q3. 住民説明会で反対すれば指定されないのですか？

A3. この説明会では基礎調査の結果や土砂災害の危険に対する理解をより深めることを目的としています。また、土砂災害防止法では、区域指定をするにあたっては、地権者や占有者の同意を必要とするものではありませんが、土砂災害から生命を守るという法律の趣旨をご理解いただきたいと思います。

Q4. 特別警戒区域に指定されたら土地の価値が下がるのではないのでしょうか？

A4. 地価については、利便性や安全性、周辺環境など、諸条件を考慮した上、適正な水準として市場で評価されるものです。土砂災害防止法に基づく区域指定は、土砂災害の危険性を調査・評価し、結果を明らかにすることで、その土地が持つ危険性を明確にするものです。区域指定によって土砂災害の危険性や土地の状況が変わるものではありません。

Q5. 「土砂災害危険箇所」と「土砂災害警戒区域等」の違いは？

A5. 現在公表している「土砂災害危険箇所」は、国の危険箇所点検要領により、地形図を用いて抽出した箇所としているのに対し、『土砂災害警戒区域等』は土砂災害防止法に基づく基礎調査(現地調査などを実施)の後、法に定める(警戒避難体制の整備)(特定開発許可)(建築物の構造規制)などの措置を行う区域を指定するものです。

Q6. 危険な場所を明らかにするのであれば、対策工事をしたい。

A6. 道内には約12,000箇所の危険箇所があります。現在、優先度の高い箇所から対策工事を進めていますが、全ての箇所で工事を実施するには長時間を要します。このため、対策工の有無にかかわらず、ソフト対策として「土砂災害警戒区域等」を指定し、警戒避難体制の整備を図るなど、土砂災害から国民の生命を守るために必要があると考えています。